

保育の必要認定（新2号・新3号認定）を受けられた方へ

幼稚園・認定こども園等
在籍園児の保護者向け

預かり保育の利用料無償化について

施設等利用費の対象経費

利用料に限ります。※行事参加費、食材料費、通園送迎費等の実費徴収される費用は対象外となります。

支給限度額

3歳になった次の4月1日(非課税世帯は3歳になった日)から、**日額450円**に利用日数を掛け合わせた額で、**月額11,300円**(3歳になった日から次の3月31日までにある子どもで、非課税世帯は**月額16,300円**)を上限に、実際に預かり保育に要した利用料が支給されます。

※ 預かり保育の実施水準が十分でない場合(平日開所時間8時間未満や年間開所日数200日未満)、他に認可外保育施設等を利用した場合も含めて、上記月額上限を超えない範囲で無償となります。

※ 預かり保育の実施水準が十分な場合、預かり保育以外に認可外保育施設等を利用した際の利用料は、無償化の対象とはなりません。守口市内の預かり保育実施施設は全て実施水準が十分であるため、市内施設在園の方は認可外保育施設等の利用は対象外です。

※「認可外保育施設等」とは、認可外保育施設、一時預かり、病児保育、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)を指します。

施設等利用費の支給方法

償還払いとします。(※「償還払い」とは、一旦自身で支払い、後日請求により払い戻しを受けること。)そのため、利用料はこれまでどおり、一旦施設にお支払いください。

請求手続きの流れ

利用料の償還払いを受けるためには、別途**請求が必要**です。

請求書(施設等利用費請求書(預かり保育事業 償還払い用)【様式その1】)は、ホームページ(下の二次元コード参照)から印刷できます。

- ① 請求書に、施設が発行する「**領収書**」及び「**提供証明書**」を添付して、守口市(守口市内の幼稚園・認定こども園に在園している場合は在籍園)に提出してください。
※提供証明書…利用した日及び時間帯、利用内容や費用の額等を証する書類
- ② 守口市が請求書類を審査し、認定子どもの保護者名義の口座へ支給します。

請求及び支給の時期

請求の受付は、**四半期ごと**に行います。それぞれのの期日までに市へ請求書類を提出してください。

4月から6月までの利用分……7月末日提出締切、8月末頃支給

7月から9月までの利用分……10月末日提出締切、11月末頃支給

10月から12月までの利用分…1月末日提出締切、2月末頃支給

1月から3月までの利用分……4月20日提出締切、5月末頃支給

※守口市内の幼稚園・認定こども園に在園している場合は、園が指定する日までに園へ提出してください。

※複数の施設を利用している場合は、守口市へ直接提出してください。

問い合わせ先

〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号
守口市子ども部子ども施設課(3階北エリア)
電話:06-6992-1658 FAX:06-6992-1400

詳しくは、
守口市ホームページを
ご覧ください。

